原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会 発行:2015年9月

〒612-8082 京都市伏見区両替町9丁目254 北川コンサイスビル 203 号

TEL:090-8232-1664 FAX:0774-21-1798 E-mail:shien_kyoto@yahoo.co.jp

Blog:http://shienkyoto.exblog.jp/

7月7日の第9回口

行われました。 と来場いただいたお蔭 時間が過ぎてからも続々 んでしたが、整理券配布 あって抽選にはなりませ い状態となりました。 当日は、第3次提訴も 開廷時には満席に近 雨ということも 11 世帯

した。

告は計58世帯175名 つのプレゼンを行いま になりました。 31 法廷では、原告側 名の新たな参加で、 が 2

8年4月に敷地南側での 最大津波が〇. P+15・ 1つは、 mとなるという 試算結 東電は20

7

原 限を行使しなかった―と 対策を怠り、 かかわらず、東電は津波の到来は予測できたにも 不可 た③敷地高を超える津波 浸水予測図を作成してい 場合には1~4号機すべ 高がO. P+8・7 m 省は1999年に、 果を得て、 てが浸水するとする津波 資料を作っていた②国交 '避」とする社内向け 「津波対策 国は規制権

> 東京地裁の裁判例 ものとして引用している 主張するものでした。 件の参考にはならないと 13年10月25日) 分たちの主張を補強する いうものでした。 もう1つは、東電が自 $\widehat{2}$ は本

期間延長を決めました。 は「入居後6年まで」の 甲斐もあって、京都府市 自施策を維持してほし との話し合いに赴き 区域外避難者に対する いと要望しました。その 都府災害支援対策本部 告・避難者・支援者で京 「入居後〇年」という独 しかし、福島県による 期日報告会のあと、

原告・鈴木美佳子さんよりメッセージ

能について全く無知で 島市から京都市に避難 る放射能汚染での、子供 した。自分が住んでいる は原子力のことや放射 しております。 の健康被害を心配し、 子力発電所の事故によ 事故が起きたとき、 東京電力福島第一原 福 私

発賠償京都訴訟

認めろ!避難の権利 守れ!子どもの未来 原発賠償京都原告団・弁護団

第三次提訴デモの様子

ことが今でも本当に悔 県に何基も原発があり 活をしていました。この 何も知らずに生

ると思っています。 くことが私達の力にな

理解していただ

を減らせたのではないの 識があったのなら、被曝 か?と思うのです。 やまれます。少しでも知

災害というものを知って 故前の私がまさにこの考 てほしくありません。事 いるから大丈夫とは思っ からは60キロも離れて には関係ないとか、原発 ほしいと思います。 えでした。自分が原発事 多くの方に、この原子力 私は、やはり少しでも 自分 ます。 こと、

私は、

夢にも思っていなかった 射能が降るということ のです。自分の故郷に放 が、どんなに辛く絶望的 故の被害者になるなど、

と思います。 理解してほしいと思い で起きた事故を知って なことか理解してほしい 知っていただく 多くの方に福島

第10回口頭弁論期日

- •日時:9月29日(火)11:00~
- •場所:京都地方裁判所 101号法廷
- ※10時10分から10時30分まで整理券の交 付があります。多くの方の傍聴をお願いしま す。前回配布した傍聴カードをお持ち下さ い。スタンプの捺印を行います。プレゼント もお楽しみに!

支援もお願いします。 避難者の取り組みへのご 裁判への支援と合わせ 具体化されていません。 「新たな支援策」は何も 帰還政策に反対する

9

大江弁護士、三上弁護士からその要点を解 7月7日の してもらいました。 出した準備書面(16)(18)について、 第9 口 П 頭 弁論で 原告 側 が

準備書面 補 論 16

説

ていたことを明らか による浸水も予測し だけではなく、津波 足し、津波高の予測 準備書面 (13)を補 面 16

原 97年段階で通産省 予測精度に関して、 告らは準備書面 13) において19 津波高 0

した。

も被告 省の

顧

えて、 官であった高島賢二 な場合には倍又は半 安院の統括安全審査 ましたが、これに加 差があり得ると述べ していた。」と述べて 分があるものと認識 非常に難しく…極端 氏も「津波の計算は ていたことを主張し たことを補足しま 精度には2倍の誤 夫教授が津波の予 原子力安全保

大江智子弁護士 の予測精も、津波高 が倍度 の担当者 あるこ \mathcal{O} 知 誤は 差 2

であ いった首葉 に超えることになり となり、敷地高を優 波高は〇. P10・8 当時に予測される津 すると、2002年 されているのです。 倍程度です。」と記載 想精度は1/2~2 m 差)が2倍であると O. P 111 · 4 m 仮に安全裕度(誤

つまり、 告 顧 通 国 問 産 当該試算結果に基づ ます。国も、東電も、 るべきでした。 いた予見をすべきで たし、対策を講ず

月に ドマップ研究会」設 \mathcal{O} 交省は、内閣府・農 津波・高潮ハザー 水産省と共同して を補強しました。 信用性に関する事 国の機関である国 次に、長期評価 2004年3

津波浸水予測図を作 による浸水状況は、

たのです。

水するような津波が

を負うべきです。

(大江智子弁護士)

るのです。 アルでは、 ュアルに引用してい 評価をハザードマニ いながら、自ら長期 用できないなどと言 国は、長期評価は信 しています。つまり、 地震発生確率と一致 率等」の30年以内の 長期評価における ます。この数字は、 あると紹介されてい 以の 7 発生確率は「30年 內、 将来の地震発生確 います。 いうものを作成 K 20%程度」で 津波地震 同マニュ T

る津波の高さ』の予 技術では『予想され も、「現在の津波予測

気象庁のHP

さらに、

に固定した場合の浸は津波高を一定の値す。津波浸水予測図 線が全域的に広く浸 した場合でも、海岸 P+6・7 mと仮定 れば、設計津波高〇. す。この予測図によ ションしたもので 水状況をシュミレー 図を作成していま 省 ついても述べました。 3 は、津波浸水予測 1999年に国土 浸水深の予測

おり、大きく浸水しから赤色に変色して では、 号機の海岸部分が浸 算時点で1号機~4 2008年4月の試 なったと説明されて ます。準備書面の中 ると、特に1号機~ のですが、これをみ 書面に転載している います。被告東電は、 水深は約5・7mに ていることが分かり 月の試算結果を準備 試算による浸

により、

事

被告東電の本件津波

予見可能だったので た時点で、十分

では、 備書面と被告東電ので東電が提出した準 提出しました。 での間に浸水の予 訴訟で、 進んでいる東電: と同時期に平行し で行われ しました。 主張の矛盾点を指 に関する準備書面 準備書面 東電株主訴訟 前回 ている訴 \sim 期 16 日 ま

電は、2008年4 すなわち、 被告

!裁) 午前 10 時 10 分抽選券配布、午前 11 時開廷(京都地裁)

★当面の関連訴訟の日程★
9月・17日(木) …原発賠償ひょうご訴訟第10回期日午前10時30分集合、午前11時開延(神戸地裁)・29日(火) …原発賠償京都訴訟第10回期日午前10時10分抽選券配布、午前11時開延(京都地裁10月・15日(木) …原発賠償関西訴訟第6回期日午後1時15分抽選券配布、午後2時開延(大阪地裁)・20日(火) …大飯原発差止訴訟第8回期日午後2時開延(京都地裁)
11月・19日(木) …原発賠償ひょうご訴訟第11回期日午前10時30分集合、午前11時開延(神戸地裁)・27日(金) …原発賠償京都訴訟第11回期日午前10時10分抽選券配布、午前11時開延(京都地裁)

10 時 10 分抽選券配布、午前 11 時開廷(京都地裁

実を補強すること 被告国及び る反論―の概説 ◆準備書面(18 東電の主張に対す

16

明らかになりまし じてこなかった東電 た。何らの規制権限 は、本件事故の責任 の予見可能性はより 何らの措置も講 使しなかった しています。 ている」などと主 考え方等が考慮され 知見や放射線防護の た裁判例を引用し、 10 京 1 「司法判断で科学的 地裁 この東京地裁の裁判 月 25 日に出され 東京電力は、 で 平成 25

を 行

のです。 を請求したというも 対し、損害や慰謝料等 主張して、東京電力に 神的損害を受けたと 自主避難を余儀なく 福島原発事故により に住んでいた原告が、 例とは、東京都練馬区 人格権侵害や精

たちの訴訟では参考 ついて弁論しました。 にはならないことに 京地裁の裁判例は、私 私は、今回、この東

あるかないかが争点と 行為との因果関係が のです。一方、本件で たかどうかというも るという損害を受け 健康リスクが増加す 被ばくにより直ちに いた当該事件原告が 京都練馬区に住んで 例における争点は、東 ます。東京地裁の裁判 まず、争点が違い

うことについての位 定められているとい 置づけが違います。東

と本件は、その争点や

公衆被ばく線量が年

三上侑貴弁護士 なるのです。

題として位置づけて う、相当因果関係の問 基づく損害は通常生 続させるということ 避難したり、避難を継 件では、避難者が避難 れています。一方、本 論の中に位置づけら るか否かという、損害 益侵害が直ちに生じ 受忍限度を超える法 を超える量の被ばく います。 じる損害であるとい が相当で、この避難に 者のおかれた状況で の利益について社会 をすれば身体・健康上 いては、年間1ミリSv 京地裁の裁判例にお 東京地裁の裁判例

う事実の位 置づけが異 であるとい 間1ミリSv

京地裁の裁 また、東 ことは絶対に容認しな Svを超えて被ばくする 被ばく線量年間1ミリ

3

ありません。 の位置づけが的確では る公衆被ばく線量限度 国内法の定め

量が年間1ミリSvと

次に、公衆被ばく線

なっています。

いるかが重要です。 度をどのように定めて 社会規範としての国内 する際には、確立した いえるかどうかを判断 続行為に社会通念に照 法が公衆被ばく線量限 らして相当性があると 日本においては、I 原告の避難・避難継 す。

格な法的担保を講じ 内法が刑罰を含む厳 当該審議に基づき、国 においては、継続して されました。日本国内 を保護する形で整備 える被ばくから国民 射線審議会において 年勧告についての放 護委員会)の1990 CRP(国際放射線防 て、年間1ミリSvを超 十分な審議が行われ、

明らかです。 う保護していることは 被ばくを受けないよ したがって、公衆が

年間1ミリS以上の ミリSであり、国民が 公衆被ばく線量は1

に基づく相当因果関係 法規範であり、法規範 いというのが我が国の の判断において重要で あることは、社会通念 通念に照らして相当で も容認しない公衆被ば くを避ける行為が社会

ません。 関係判断がなされてい 度の意義についての主 裁判では、 いため、国内法を的確 張立証が行われていな ける公衆被ばく線量限 定経過や、 に位置付けた相当因果 しかし、 東京地裁の 国内法の制 国内法にお

の裁判例は、低線量被 しています。 であるかのように判示 たかも無視しうるもの ばくによるリスクがあ 4 さらに、 東京地裁

不可と広くみなされる ことを当然の前提とし くの影響に関する科学 的知見として諸説ある 国内法は、低線量被ば 存在します。そもそも、 する科学的知見は多数 くによるリスクを肯定 人に対する影響は容認 て、「これを超えれば個 しかし、低線量被ば

> うと、 1ミリSvを超え ここに論争の余地は 立した法規範であり、 しないというのが確 る公衆被ばくは容認 知見として諸説あろ としています。科学的 1ミリSを線量限度 RPが勧告した年間 ルの線量」としてIC であろうようなレベ

証されていません。 者から的確に主張立 法の関係が、訴訟当事 な科学的知見と国内 裁判例では、このよう ありません。 しかし、東京地裁の

ている点で誤ってい 度論によって判断し じたか否かを受忍限 原告に権利侵害が生 の裁判例は、 5 最後に、 当該事件 東京地裁

というのは、騒音・振 するか否かを画する判 権利行使によって生じ どの生活妨害が適法な 風妨害、電波障害等な 臭気、廃汚水、日照•通 動、粉塵、煤煙、 いて、不法行為が成立 ているという類型にお そもそも受忍限度論 排気、

からです。 も、年間1ミリSvを超 な権利行使であって うこととなっている って許容しないとい わず刑罰の制裁をも える公衆被ばく線量 まりません。仮に適法 という類型に当ては は、理由のいかんを問 は、そもそも生活妨害 ては、原告が被る損害 しかし、本件におい

ませんから、受忍限度 利行使とは到底いえ 外部放出は適法な権 からの放射性物質の 間1ミリSvを超えな いとしても、福島原発 できません。 論を適用することは 仮に空間線量が年

得ません。 ているといわざるを の理解と適用を誤っ 裁判例は、受忍限度論 よって、東京地裁の

なのです。 ということは明らか すから、被告東京電力 考にはならないので 私たちの訴訟では参 東京地裁の裁判例は、 の主張に根拠がない 以上のとおり、この

(三上侑貴弁護士)

断基準です。

署名にご協力を!

還強要政策を進めて を決め、事実上の帰 状況にはない」(子ど います。 償住宅提供打ち切り 17年3月末での無 方針改定案)として、 も被災者支援法基本 の地域から避難する 避難指示区域以外 政府と福島県は

ご協力をお願いしま 宅の長期無償提供を り撤回と、避難用住 組んでいます。ぜひ、 求める署名」に取り 用住宅の提供打ち切 り組んでいる「避難 ネットワーク)が取 である「うつくしま 活をまもる会」が呼 体である「ひなん生 ☆ふくしま in 京都」 びかけ、当会の母体 は、東京の避難者団 (避難者と支援者の これに対し当会で

ます。 らダウンロードでき くしま☆ふくしま in京都のブログか なお署名は、うつ

exblog. Jp, http://utukushima

第3次提訴を行いました!

0 04

第3次原告の川﨑安弥子さんが提訴に至っ せてもらいました。 原告のうち、 の発言を掲載します。また、同席した第3次 た経過と思いについて発言されました。そ 提訴行動が行われました。記者発表の場で、 7月7日、 お二人の方にメッセージを寄 第9回口頭弁論の前に第3次

川﨑 安弥子さん

月後に帰郷してしまい 心の葛藤の末体調を崩 なければ暮らせないと したが、長男は地元で 3人と暮らしておりま 日に避難してきまし ます川崎と申します。 京都市に避難しており し、避難して1年10ヶ 2012年1月27 茨城県北茨城市より 避難当初は子ども

あります。京都市と大 ります。自宅は、福島第 わき市)との県境にあ 太平洋沿岸、福島県(い 北茨城市は、 だきたいと思います。 ばかり述べさせていた 放射能汚染状況を少し 市の位置と事故当時の ここで、まず、北茨城 原発から8キロに 茨城県の

れています。

をはるかに超えていま

した。 同年12月には、

これは、「年換算で1 リングの観測値です。 射線量の最大値は20 た公衆被曝線量限度年 また、「法律で定められ 38ミリシーベルト 飯原発の距離くらいで 間1ミリシーベルト」 にも達する値」であり、 した。市庁舎前モニタ マイクロシーベルトで 11年3月16日午前 11時40分、毎時15・8 しようか。 北茨城市の事故後放

データには、同年3月 23 日午前 2 時 43 分、 大気中のダスト分析 核安全保障局による また、アメリカ国家 ます。

ヨウ素131は、

16

しかし、

周りの反対

おります。

響を受けた住民や自治

の基本方針を事故の影

再稼働、

原発輸出あり

ました。はじめに原発

じております。

避難解除が行われてき

これまでも一方的な

体とともに策定するこ

汚染がなかったものと

故とそれに伴う放射能 国のあり方は、原発事 きの経済最優先のこの ありました。 総計1520・99ベク 方メートル、ベータ線 計1・45ベクレル/立 メートル及び126・ レル/立方メートルと ートル、アルファ線総 43 ベクレル/立方メ

いい、安心なデータが ほど、「ここにいては 日々でした。ところ れで避難となりまし 対を押し切って子連 ればいい」という思い だ。それからまた考え いけない、まず、避難 が、情報を知れば知る てデータを検索する て、安全を確かめたく でした。安心したく ほしい!」というもの いは、「避難しなくても 索していた時の私の思 した。そして、夫の反 へと変わっていきま これらのデータを検

重点調査地域に指定さ 環境省により汚染状況 あったからこそなの あれば、家族力を合わ 物をして準備ができ 手続きをしたり、買い せて場所を決めたり、 です。普通の引越しで きたのは、住宅支援が この避難を実現で

ベクレル/立方 えるのです。 ようやく避難当日を迎 しにくい放射能のこと を払う生活の中、口に ちの被曝に細心の注意 を押し切っての避難と る日々が続き、そして み悲しみをもたらすも を説明して回り、家で のでもあり、子どもた いうものは、 は、ひとり荷造りをす 人の一人ひとりに苦し 家族や友

中で、ようやく親子 難なことなのです。 ば、普通のサラリーマ ことは、支援がなけれ 族の反対を押し切っ ない新しい土地に家 況の中で、まだ仕事の にも切羽詰まった状 共々居場所ができ、地 して3年半の月日の ン家庭では非常に困 て住宅を得るという のいない京都に避難 心理的にも経済的 誰ひとり知り合い

から始めることは非 言っており、私もま う転校したくないと きに生活することが 域の一員として前向 た、新しい土地でゼロ できるようになりま 常に厳しいと考えて した。子ども達は、も

> 災者一人一人が、居住 支援法」は、 国が適切な支援を行 らの意思でできるよう 移動・帰還の選択を自 のです。そこには、「被 持つと表明したものな 曝した被災者に責任を 発事故子ども・被災者 会一致で可決した「原 う」ことが理念とされ 日に衆議院本会議で全 2012年6月21 国が、被

ち切りという、選択の 除準備地域について、 指針には居住制限・解 す施策が堂々とまかり 命綱を切って帰還を促 権利を奪い、避難者の 主避難者の住宅支援打 通ってしまいました。 ています。 ところが、 新たな復興加速化 先月、 自

Þ

と書かれてあり、私達 なのでしょう。 ならないということ の存在自体、あっては のような自主避難者 後で賠償を打ち切る 2017年3月末ま グローバー勧告では、 でに解除し、その1年 「子ども被災者支援法 国連人権理事会の

います。

原発暗順京都所訟 認めろ!避難の権利 守れ!子 ちの未来 原発問・弁護団

第三次提訴記者会見の様子

間がきちんと明記され 年間1ミリシーベルト 未満に下げるために期 「汚染レベルを です。 を曖昧にし、今ある命、 未来の命を脅かすもの 事故の責任の所在

けがえのないものと感 時期に提訴となったこ の力をよりいっそうか とで、人権を守る司法 を踏みにじる憲法改正 への動きもあり、この ここのところ、

るにもかかわらず、人 るよう」求められてい

た計画を早急に策定す

権無視の施策が続いて

すよう、お力添えをお される世の中となりま かにされ、人権が尊重 どうぞ、真実が明ら

4

第3次原告からのメッセージ

小林 雅子さん

林雅子です。 とになりました、小 に入れていただくこ 今回、 訟第三次原告と 皆様のお仲間 原発賠償京

避難しています。 月に福島市から京都 市に娘と2人で母子 原発事故から、 私は2011年8

する。 番の理由です。 理に対して今、声を 責任を取らない不条 が、『原発事故を起こ 策を加速させていま 年半が過ぎようとし 上げないと一生後悔 つぱいの日々です す。本当に、憤りでい 避難者の切り捨て政 電、福島県は、私たち ていますが、国、東 た加害者が、全く 提訴を決めた一 』と思ったの

裁判なんて、初めて

美愛さん

公愛と申します。 第3次原告の長

的に受け入れている 然の中で子育てをし るために移住者を募 わき市田人町という の事故でした。 に生活していた矢先 子供たちが増え、平和 世代の移住者が増え、 町でした。毎年子育て たい家族などを積極 でいました。その町 山間地の小さな町に、 は、小学校を存続させ 夫と子供4人で住ん 震災前は、福島県 就農希望者や自

に避難しました。 をきっかけに、夫の実 ネットで確認したの 難し、私たちも3月 しました。その後京都 家のある大阪に避難 ニュースをインター 14 日の原子炉爆発の の移住者は続々と避 京都に避難してき 原発事故後は、近所

うれしく思います。 た原告団の方たち、支 お願い致します。 の先生とつながれて 援者の方たち、弁護団 て、同じ経験をしてき 今後ともよろしく



うの さえこさん

ひだんれんで 福島県に申し入れ

県民集会」と福島県申 だんれん7・27福島 として参加してきま ルサで開催された「ひ し入れに、京都原告団 7月27日、福島テ

は、私たち原告団を含 故被害者団体連絡会) ひだんれん(原発事

ご支援よろしくお願

ざまやり方で助けて ろな方に出会い、さま

いただきました。そし

いいたします。

うなるのだろうか?

経験で、これからど

と、多少不安もありま

て4年半の間、いろい

擁した連絡会です。 万5千人の被害者を め現在16団体、 約 2

みました。 後、汗だくでたどり着 00名で練り歩いた 熱の福島市街を約1 30 名が対県交渉に臨 いた福島県庁では、 県民集会終了後、灼

るか今は言えない。

以下のようなやりと 責任者らと交渉を行 局 子力損害対策課の各 課、避難者支援課、原 しました。交渉では、 して、要請書を提出 い、福島県知事に対 の避難地域復興 県庁避難地域復興

りがありました。

第公表する。いつにな する新しい支援の具 区域外避難者に対 検討中、決まり次

ろんな手段を通じて 支援事業の場など、い 者の話を聞いて対応 うなものを開いてほ 特化した公聴会のよ してほしい。 いでほしい。被災当事 に関してこの問題に ■住宅支援打ち切り い。打ち切りはしな -県外避難者情報

ひだんれんデモの様子

渉を重ねていこう」と でした。でも、飯舘村 言うと、皆口々に同意 なるまで、粘り強く交 いて対応するように い。相手がこちらを向 の長谷川健一さんが しました。 「続けていくしかな 交渉後、皆クタクタ

gspot.jp/) 容ではありませんで http://hidanren.blc した。(全文はこちら に正面から応える内 が届きましたが、要請 要請書に対する回答 8月26日、県から

益を求めて、 能な被害をこうむ 土も県民の暮らしも 盲従したことで、 目先の 国策に 県 利

うかがう機会をたく 間で、知事との面談を 答。8月28日までの 頼している、との返 うこと、国の判断を信 望も複数出ましたが、 にかかわる質問や要 さん設けていく。公聴 しながら、直接お話を みなさんにお知らせ わりました。 除に関しては国の行 福島県は一貫して、解 再要請して、交渉は終 会を開く予定はない。 避難区域指定解除 けているように思え して、県民に背を向 はまた同じ過ちを冒 てなりません。 った福島県。福島県 守ることができなか

たします。 るためには、大きな す。今後とも京都原 世論の関心が必要で かりと聞き届けられ ぞよろしくお願い 告団と共にひだんれ んへの応援を、どう 10月27日の予定です。 私たちの声がしっ 次の福島県交渉は、

萩原 昌一さん

陳述書説明会とバー ベキューに参加して

行われた京都南支部 加しました。 の陳述書説明会に参 今回、 8月29日に

国策によって、回復不 東電の利益追求と と子ども2名が話を た。参加されたご家 族それぞれの立場も 聴きに来られまし 原告の大人4名

ました。

向島支部以

ベキューで子供達の金魚釣りの様子

書き方説明会を行

11

支部、

主催

の陳述書

8

月

29 日に、

向

向島で陳述書の

書き方説明会

長谷川

回かの異なる

裁判のことを真剣に ることだけを考え、は ます。自分の日常の生 が過ぎようとしてい に戸惑いながら2年 つきり言って今まで 活を無事に迎えられ それでも休みをと り組む余裕がなか 参加された皆さんが、 大変楽しむことが出来 ないと思います。 と上げなければ届 私たちの声をきちん 私たちの声を代弁し 裁判の専門家ですが、 弁護士の先生たちは て下さるだけで、その 南支部でのバーベキ

思います。そして勝訴 も含めて)無くなると

の思いをぶつけていき できるようにそれぞれ

んどくさいなとの思い(行きたくないな、め 0 ただき、分かりやすか 例 木 たです。 難 をあげ説明し

資料等(かかった費用出したり、そのための 当時の状況 を 思い

容が、 大変だなと思いまし 個人的な意見ですが に渡った内容なので、 面から生活面と多岐現在までの状況、健康 L か、震災時から、今しかし、陳述書の内 記憶が曖昧な事も 震災時から、 他の参-らい、 いて細 ためになりました。 も色々聞けてとても て良かったです。 いて細かく教えても陳述書の書き方につ

会に参加出来

加者のご意見

のフォーマットをも名が出席し、弁護士名が出席し、弁護士

説明をし

際にお話を伺

境遇が違うことが

集まりに

にまし

に好評だったのが金魚

陳述書の書き方説明会の様子(向島)

があったか、具体 目ごとに、どんな 生

ことで、わだかまりも せんか?お逢いする りでは顔を合わせま 加と各支部での集ま すから、裁判所への参 を共有する私たちで

項

なった環境での生活 も今までとは全く異 てから、言葉も仕事場

には理解できません。 があるのかどうか、私 をしているとの認識 思い出されることもい

くつかありました。

私が京都へ移住し

かり。

自分たちの裁判

加する方も同じ方ば

れど、同じ目標と思い

場や境遇が異

しましたが、裁判に参

先生(鈴木先生)とお

だに信じられません。

が伝わり、とても良い 参加された方々の思い

会となり感謝です。

判は9回を終了

原告がいるなんて未

ばかりで、

、するの

は

弁護士さんとは異なる

話をすることにより、

の 福 確認し合ったり、 事をふりかえって、 みんなで当時 説 明 の後

7 V

合い、 と思います。 られるのではない 作成する時に役立 ったことなどを話 避難先で困難だ福島の除染の現 気づきもあ それぞれが 7 0 L

さよなら原発集会で訴え

加した杉山美香

さんの感想 弁護士の先生か

9月6日、京都の梅小路公園で「さよなら原発全国集会 in 京都」が開催され、そのプレイベントで、京都原告団の

菅野千景さんが避難 者として登壇し、「原 発は人間が責任をと れるようなものでは ない」と再稼働を批 判するとともに、避 難者が置かれている 困難な状況を訴えま した。



支援する会の会員になってください

◎1口:1,000円

口座番号:00930-0-172794

(郵便振替口座)

口座名称:原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

※メーリングリストへの登録を希望される方は通 信欄にメールアドレスをご記入ください。 ※皆さまの会費が会の活動を支えていますので、 切り替え及び新規の加入をお願いします。順次、 会費の切り替えをお願いしていきますのでよろし くお願いします。